

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

大分市（以下、「本市」という。）では、大分市総合計画に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、2000（平成12）年に「大分市環境基本計画（第一次）」を策定しました。

その後、2006（平成18）年に制定した「大分市環境基本条例」に基づき、2008（平成20）年に「大分市環境基本計画（第二次）」、2017（平成29）年に「大分市環境基本計画（第三次）」（以下、「第三次計画」という。）を策定し、市・市民・事業者の協働による施策や事業を推進してきました。

近年、社会情勢は大きく変化しており、国際的には、2015（平成27）年に国連で「持続可能な発展のための2030アジェンダ」が採択され、全世界が取り組むべき目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。また、2015（平成27）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑え、1.5℃未満を目指す」としており、21世紀後半には人為的な温室効果ガス*排出量を実質的にゼロとすることが掲げられています。

国内では、2024（令和6）年に閣議決定された「第六次環境基本計画」において、『環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会*の構築』を目標に掲げています。計画では、気候変動*、生物多様性*の損失や環境汚染など、現在進行形の環境危機に対応するためには、2030年頃までを「勝負の10年」として、この間に行う対策がこれから数千年先まで影響を持つ可能性が高いことが示されています。

さらに、気候変動に対する適応策の推進、生物多様性の保全、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減などに対応するため、新たな法律の制定や計画の策定が行われています。

「大分市環境基本計画（第四次）」（以下、「本計画」という。）は、第三次計画の総括を踏まえて、本市を取り巻く社会情勢の変化や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応し、目指す環境像である「自然と共生する 持続可能な環境都市 おおいた」を実現することを目的として策定するものです。

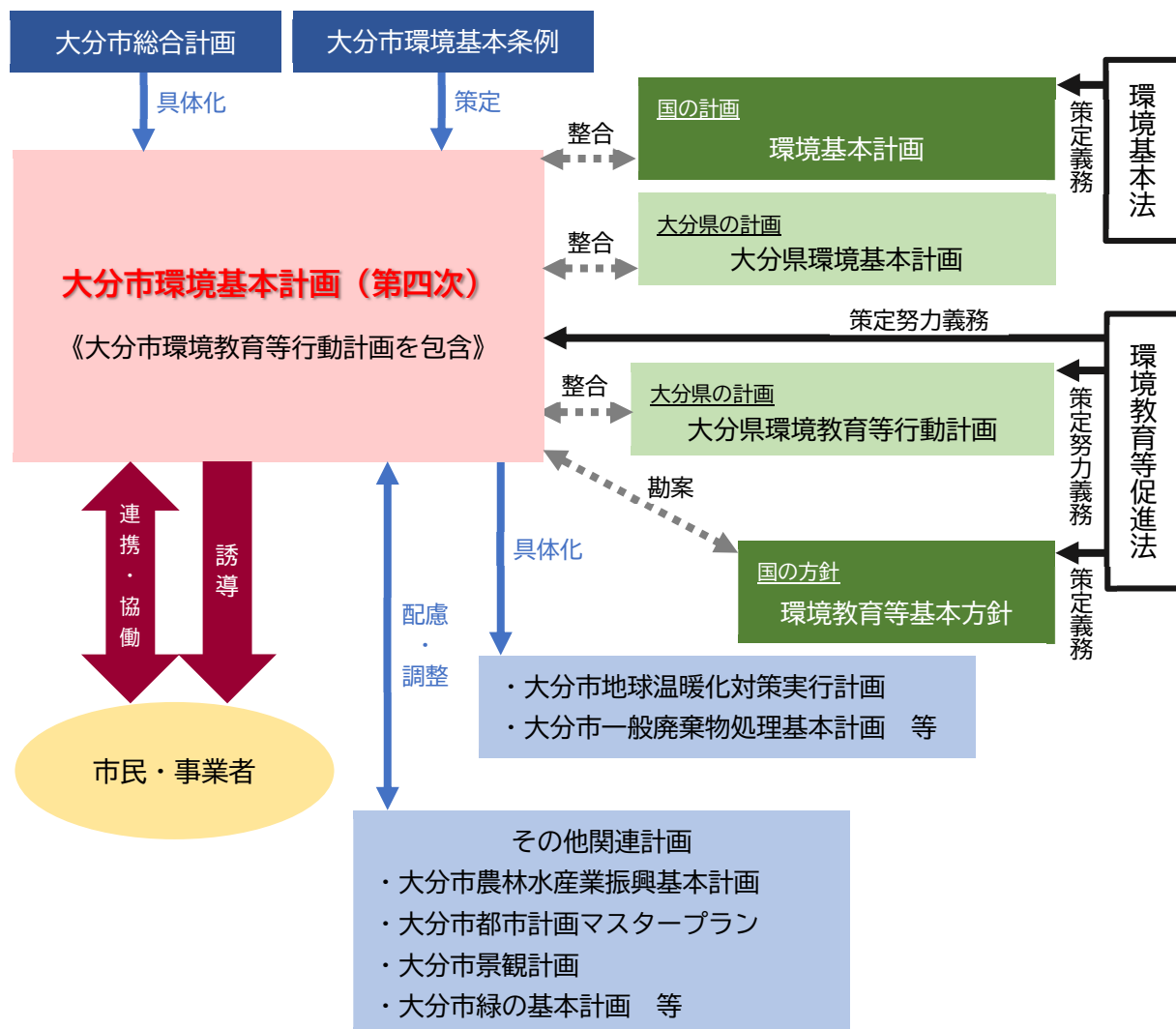
2 計画の役割・位置付け

本計画は、大分市環境基本条例に基づき、環境に関わるすべての主体が、目標や計画を共有し、連携・協働して取り組む施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画であり、市政運営の最上位計画である「大分市総合計画」における環境分野の個別計画に位置付けられています。

そのため、本計画の個別計画である大分市地球温暖化対策実行計画や大分市一般廃棄物処理基本計画等の施策との整合や、関わりを持つ他分野の個別事業計画との連携も図りながら、施策を推進していきます。また、本計画では、目指す環境像を掲げ、市民、事業者が取り組むべき環境に配慮した行動の取組を示し、その実現へと誘導を図ります。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する「大分市環境教育等行動計画」を包含しています。

本計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間とします。

また、計画の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲と環境の範囲

本計画の対象地域は、市域全域とします。なお、対象地域を越えた対応が必要な場合は、大分都市広域圏*等の周辺自治体、県、国と連携して対応します。

本計画が対象とする環境の範囲は、第三次計画に引き続き「自然環境」「快適環境」「生活環境」「資源循環」「地球環境」及び「環境教育・連携」の6分野とします。

本計画において対象とする環境の範囲

分 野	対 象
自然環境	河川、海、森林、農地、生物多様性、外来生物、有害鳥獣* 等
快適環境	水辺空間、緑化、公園緑地、景観、歴史・文化 等
生活環境	大気、騒音・振動、水質、土壌 等
資源循環	4R*、プラスチックごみ・食品ロス、廃棄物の適正処理、不法投棄 等
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー*、気候変動適応 等
環境教育・連携	環境教育・環境学習、多様な主体との連携、環境保全活動 等

5 計画の主体と役割

本計画の主体は、市、市民、事業者とします。

目指す環境像を実現していくために、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。

■市の役割

市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努め、市民、事業者、NP0等団体と緊密に連携し、環境保全活動に対しては多方面からの協働と支援を行います。また、広域的な取組を必要とする施策については、大分都市広域圏等の周辺自治体、県、国との連携・協力体制の構築に努めます。

■市民の役割

市民は、日常生活が環境へ負荷を与えていることを認識し、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への参加に努めます。

■事業者の役割

事業者は、事業活動が環境へ負荷を与えていることを認識し、公害の未然防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減など自主的な取組に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域環境との共生の主体として、地域における環境保全活動への貢献に努めます。